

石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会(第3回) 議事概要

1. 開催日時

令和4年3月7日(月) 13:30～14:30

2. 開催方法

ウェブ形式にて実施(YouTube 環境省大気環境課チャンネルよりLive 配信)

3. 出席者

- 検討委員(五十音順、敬称略)
加藤委員(一般社団法人日本建設業連合会)、川野辺委員(東京都港区環境課)、
小林委員(埼玉県大気環境課)、城山委員(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会)、
高瀬委員(神奈川県大気水質課)、時岡委員(川崎市環境対策推進課)、
外山委員(特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター)、村山委員(東京工業大学)
- 環境省大気環境課 長坂課長、山崎課長補佐、石山課長補佐、吉田課長補佐、磯野係員、
古濱大気汚染防止法施行等専門員
- 事務局 株式会社環境管理センター

4. 議題

- (1) リスクコミュニケーションガイドライン本編の改訂案について
- (2) リスクコミュニケーションガイドライン参考資料の改訂案について
- (3) その他

5. 配布資料

- 資料1 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン本編改訂案
- 資料2 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン参考資料改訂案
- 資料3 主なご意見と対応(第2回検討会以降)
- 資料4 今後の予定

参考資料1 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン(平成29年4月)

参考資料2 令和3年度 石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会設置要綱

参考資料3 第2回検討会議事概要

6. 議事等

(1) リスクコミュニケーションガイドライン本編の改訂案について

- 事務局より、資料1を用いて、ガイドラインの改訂案についての説明があった。
- 修正案について意見はないか。また、資料3にご意見と対応を整理しているが、問題はないか。(村山座長)
⇒修正案で特に問題はない。(時岡委員、城山委員、高瀬委員、加藤委員)
- p.7 の(1)の赤字で記載されている解体等工事における石綿に関する掲示について、掲示例は p.14 ではないのか。(村山座長)
⇒p.14 に修正した。(事務局)
- その他特になければ、本編についての議論は終了とする。(村山座長)

(2) リスクコミュニケーションガイドライン参考資料の改訂案について

- 事務局より、資料2を用いて、ガイドライン参考資料の改訂案についての説明があった。
- 修正案について意見はないか。また、資料3にご意見と対応を整理しているが、問題はないか。(村山座長)
⇒指摘した箇所について、修正案で問題ない。(加藤委員)
⇒指摘した箇所ではないが、9.用語集の廃棄物処理法の石綿含有廃棄物の記載について、産業廃棄物としているが、個人での改修では一般廃棄物になる場合もありうる。環境省の通知にも個人が解体等工事を行う場合も該当していたと思う。(時岡委員)
⇒基本的に解体等工事で排出されるものは産業廃棄物であるため、一般廃棄物は記載しなかった。該当箇所について、石綿含有廃棄物とするのか、検討したい。(事務局)
- p.55Q14.の「石綿含有吹付け材、断熱材等の場合」に記載している回答例では、常時測定の実施は難しいという記載がされているが、建材の種類に限らずすべてにあてはまるという認識でよいか。(村山座長)
⇒常時監視は技術的な課題があるため、実施は難しいという点ではすべての建材に該当すると考えている。(事務局)
⇒建材の種類による場合分けを行うのではなく、すべての建材にあてはまるという形に修正してほしい。(村山座長)
⇒承知した。(事務局)
- その他特になければ、参考資料についての議論は終了する。(村山座長)
- ガイドライン改訂案について、承認の確認が行われ、本編については特に修正の指摘はなく、事務局案は承認された。また、参考資料については、指摘された箇所について事務局が修正したうえで、承認については村山座長に一任することとなった。

(3) その他

- 事務局より、資料4を用いて、今後のガイドライン改訂までの予定についての説明があった。

- 公共施設も対象となるため、改訂版ガイドラインについては県のホームページだけでなく、市町村の関係部署にも個別に周知したいと考えている。国有施設に対する周知は国が行うという認識でよいか。(高瀬委員)
⇒国有施設については、環境省から省庁に対して周知を行う。(石山課長補佐)
- 一般への公表前に、ガイドラインの最終版は委員にお送りいただく認識でよいか。(村山座長)
⇒修正版の発出前には、委員の皆様へ最終版をお送りする。(事務局)
- その他何か意見はあるか。(村山座長)
⇒これまでのところ特に意見はない。(外山委員)
- 大気汚染防止法の改正に伴い対象となる建材が増えたこともあり、今回ガイドラインを改訂することになったが、石綿の漏えいが疑われる事例は現在も問題となっているため、石綿に係るリスクコミュニケーションに関するガイドラインは非常に重要だと考えている。参考資料、特に想定問答については、ガイドラインをどうやって使っていくかということにも関わってくるため、適宜見直せる仕組みがあってもよいと思う。また、オーストラリアで石綿に関するリスクコミュニケーションに係るガイドラインを作成しており、現在パブリックコメント中とのことである。日本のガイドラインは手続きなどに関して細かく記載しているが、オーストラリアのガイドラインではリスクコミュニケーションの必要性や考え方を中心に記載しているようなので、今後参考となる余地はあると思う。(村山座長)
- 環境省大気環境課長坂課長より、閉会に際し挨拶があった。

以上